

～ 適正な労働環境の確保を目指して～

「八戸市公契約条例」にご理解とご協力をお願いします

☎契約検査課☎43-2133☎市ホームページ内で「八戸市公契約条例」を検索

市では、市が発注する建設工事や業務委託などの公契約に従事する労働者の適正な労働環境を確保することにより、公共サービスの品質の確保や地域経済の活性化を図るため、4月から**八戸市公契約条例**を施行しました。公契約に関わる事業者の皆さんのほか、労働者の皆さんも、条例の趣旨にご理解・ご協力をお願いします。

○「公契約」とは？

国や地方公共団体(市町村)などが発注する公共工事や業務委託などの契約のことです。

○「公契約条例」とは？

公共事業の発注者である市と、受注者である事業者が協力して、公共事業で働く労働者のより良い労働環境を確保し、公契約の適正な履行と品質確保に取り組むための条例です。

○「八戸市公契約条例」の施行によって

八戸市公契約条例では、発注者である八戸市は、契約を締結する事業者が労働基準法や労働安全衛生法などの労働関係の法律をしっかりと守っているか確認したり、守るように指導することができます。また、受注者である事業者は労働関係の法律をきちんと守り、労働者の適正な労働環境を確保する責任があります。

市と事業者の責任を明らかにすることで、労働者が安心して働くことのできる適正な労働環境の確保と公共事業の品質の確保に取り組んでいきます。

〈 受注者となる事業者の皆さんへ 〉

適正な労働環境を確保しましょう

労働基準法、最低賃金法などの労働や雇用に関する法令を遵守し、労働者の適正な労働環境を確保してください。

適正な価格による契約に努めましょう

市では、市場の取引価格や国が定める労務単価などを考慮した上で予定価格を定めています。事業者の皆さんも、入札や下請契約を締結する際には、労働者の適正な労働環境が確保される入札価格や下請金額の積算をお願いします。

市内事業者の活用に努めましょう

市では、地域経済の発展のため、市内事業者の受注機会の確保に努めています。事業者の皆さんも、資材調達や下請業者の選定の際には、市内事業者の積極的な活用に努めてください。

〈 労働者の皆さんへ 〉

労働環境は守られていますか？

公契約に関する業務に従事する労働者は、事業者が八戸市公契約条例や労働関係法令に違反している疑いがある場合は、八戸市に申し出ることができます。



- ・事業者への調査
- ・是正指導
- ・関係機関への通報



この機会に確認を

10月に地域別最低賃金額が改定されました。

※19ページも併せてご覧ください。

☎「青森県最低賃金」で検索